

## 行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会要綱

## (設置)

第1条 行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに当たり、行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 行田市高齢者保健福祉計画の見直し及び作成に関すること。
- (2) 行田市介護保険事業計画の見直し及び作成に関すること。
- (3) 行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況及び成果の評価、検証に関すること。

## (組織)

第3条 委員会の委員は、15人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者代表（公募の市民を含む）

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の作成から計画期間最終年度の5月末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (評価・検証部会)

第7条 委員会は、必要に応じ評価・検証部会を置くことができる。

- 2 評価・検証部会に属する委員は、10人以内とし、委員長が指名する。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。

## (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。